

○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令

(平成十三年七月四日)

(政令第二百三十八号)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令をここに公布する。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令

内閣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第十条第一項（同法第五十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項、第三十七条第二項、第四十一条第二項、第五十二条及び第六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（マンション管理士試験の受験手数料）

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、九千四百円とする。

（マンション管理士登録証の再交付等手数料）

第二条 法第三十五条第二項の政令で定める手数料の額は、二千三百円とする。

（マンション管理士の登録手数料）

第三条 法第三十七条第二項の政令で定める手数料の額は、四千二百五十円とする。

（マンション管理士等に係る登録講習機関の登録の有効期間）

第四条 法第四十一条の五第一項（法第六十一条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（マンション管理士の講習手数料）

第五条 法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、一万三千五百円とする。

（マンション管理業者の更新登録手数料）

第六条 法第五十二条の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。

（管理業務主任者試験の受験手数料）

第七条 法第五十七条第二項において準用する法第十条第一項の政令で定める受験手数料の額は、八千九百円とする。

（管理業務主任者の講習手数料）

第八条 法第六十一条の二において準用する法第四十一条の十五第三項の政令で定める手数料の額は、六千七百円とする。

（管理業務主任者の登録等の手数料）

第九条 法第六十八条の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第五十九条第一項の登録を受けようとする者 四千二百五十円

二 管理業務主任者証の交付、有効期間の更新、再交付又は訂正を受けようとする者 二千三百円

（法第七十二条第六項の規定による承諾等に関する手続等）

第十条 法第七十二条第六項の規定による承諾は、マンション管理業者が、国土交通省令で定めるところに

より、あらかじめ、当該承諾に係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等（以下この項及び次項において「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第六項に規定する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2 マンション管理業者は、前項の承諾を得た場合であっても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第七十二条第七項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項中「係る当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等又は」とあるのは、「係る」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十三条第三項の規定による承諾について準用する。

（宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関）

第十一条 法百三条第一項の政令で定める信託業務を兼営する金融機関は、次に掲げるものとする。

一 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関

二 銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる信託業務を兼営する金融機関

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年八月一日）から施行する。

附 則 （平成一五年一二月一〇日政令第四九六号）

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月二八日政令第四二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附 則 （令和三年二月三日政令第二三号）

この政令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。